

【 都市計画部が行う浸水対策 】

1. 河川整備—2・3

都市計画と河川施設との調和

河川整備に伴う多治見市都市計画との調整（用途区域、都市計画施設、良好な景観の形成等）を関係部局と行う。

2. 流出抑制—6

開発に伴い設置する流出抑制施設の設置基準の見直し 3千㎡以上の開発にあっては、調整池の設置検討を行うよう要綱に明文化するよう進めている。（今までは口頭指導）

施設の設計時に用いる降雨強度は、岐阜県の指導要綱に合わせて、排水施設では 142mm/hr（10 分）、洪水調整容量（調整池）では 183mm/hr（10 分）としているものを、平成 23 年 9 月既往降雨と突合せ、今後の多治見市としての降雨強度や調整池容量の拡大に向けた方策について検討を進めている。

3. 浸水被害軽減対策—13・14

平和町等、浸水地区での建築や開発する場合への注意喚起と情報提供

窓口での建築相談や開発相談時には、被災履歴や浸水履歴高を確認して建築計画を進めるよう説明している。

建築計画や開発計画に関わる団体に向けての文書作成を行い、配布と PR についての準備を進めている。

建築物の 1 階の床高の高さ規制については、他の対策効果により規制の必要と標高床高の検討を進めていきたい。